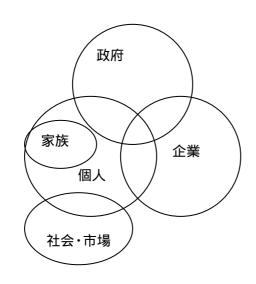
丸川知雄

1.本研究の枠組み

生活保障の枠組み (武川・佐藤編、序論の図 0-1 に加筆)



政府 + 企業 + 個人・・年金や医療など被用者が加入する社会保険

政府+個人・・自営業者が加入する社会保険など

企業+個人・・従業員も拠出する企業年金など

政府+企業・・労働者災害補償保険

政府のみ・・公費負担による社会保障など

個人のみ・・個人年金や個人の預貯金など

企業のみ・・退職金、企業年金、福利厚生事業など

家族・・・・家族からの援助

社会・市場+個人・・民間の各種保険

社会・市場のみ・・慈善団体、ボランティア組織などからの援助

- ・生活リスクに対する垣根(ヘッジ)が以上 10 種類あるとして、それぞれの比重はどうなのか。 問題ある状況に置かれた人々のケースで分析してみる。すなわち、失業者、退職者、労働のできない障害者。
- ・様々なヘッジがあっても、リスクに際して、カバーされない部分は当然存在する。たと えば失業による収入(移転収入も含めて)の減少など。リスクに置かれた際、実際にどの 程度まで所得が減少するのか分析する。

2.データ

中国社会科学院経済研究所・国家統計局による都市家庭の所得分配調査のデータ。

国家統計局で毎年行っている所得調査の調査世帯 4万 5000 世帯から 6931 世帯 21696 人を抽出し、詳しい所得の内訳、就業の状況の調査を行ったもの。今回は 1995 年データを用いるが 2000 年にも調査が行われている。(私はデータをまだ入手していないが)

調査の性格上、厳密なサンプリングが行われていると思うが、共産党員の比率が異様に 高いなど、調査に協力的な世帯を選ぶことから来る若干のバイアスが避けられない。

3. 概要

調査対象者の就業状況による分布は表1のとおり。

このうち退職者(13.7%)、失業・待業者(1.9%)、障害によって就業していない者(0.5%)、 およびそれらが属する世帯がここでの分析対象である。

なお、失業率を計算すると3.3%となり、当時の全国都市部の失業率と近い数字である。

4 . 失業者の生活保障構造

サンプルのうち失業者は422人、失業者を抱えた世帯は385世帯ある。

これらの世帯構成員を就業状況別に集計したのが表 2。失業者のいる世帯にはそれを上回る数の就業者がいることがわかる。

表3によれば失業者は世帯内で「世帯主」であることはまれであり、ほとんどが「子女」である。また図1から失業者が20~30歳ぐらいに多く分布していることがわかる。つまり、 失業者の多くが親と同居している若者であり、親に扶養されていることがここから推察される。

では実際に失業者の生活はどのように支えられているのか。

表 5 は失業者を抱える世帯の 1 人あたり所得とその構成、および失業者自身の所得構成、 そして全サンプルの 1 人あたり所得を示したものである。

まず、失業者のいる世帯は、一般世帯に比べて1人あたり所得がかなり少ない。つまり、 世帯構成員が失業するというリスクは余りヘッジされておらず、世帯のなかから失業者が 出ることによって世帯の平均所得は30%減少している。

次に失業者自身の所得構成を見ると、最大の所得項目は「賃金」である。失業しているのに賃金があるのはなぜと思うかもしれないが、それは調査時点では失業していても、同じ年の前半には就業し賃金を得ていたというケースや、全く働いていないのに企業から賃金を受け取っているケースもあるからである。就業状況をきいた設問に対し、「ずっと就業」が23人、「部分的に失業」が48人、「ずっと失業」が35人であった。なおこの設問は就業者を対象にしたものであるので、もともと就業したことのない人は回答していないはずである。ここで「ずっと失業」を選んだ人も、自らが企業に所属するという意識は持ってい

るし、企業から賃金をもらっている人もいる。また、自己認識としては失業・待業者だが、「ずっと就業」を選択した人は23人だが、うち年間の失業=生産停止の日数が「365日」と回答している例が9例ある。就業しているのに年間一日も働いていないというのは「下崗」ではないかと思われる。この場合には賃金を受け取っているケースも少なくない。

この調査では失業手当の受取額は調査項目に上がっていないが、「贈与収入」に入っているのかもしれない。それにしてもきわめて少ない。

失業者が、他の世帯構成員と同じだけ生活費を消費していると仮定し、失業者の生活保障がどのように行われているかをグラフ化すると図2のようになる。失業者の生活費の大半は家族からの援助によってまかなわれており、次いで賃金、さらに自営業など失業者自身の自助努力による収入が続き、政府・社会からの移転収入は生活費の3%以下にすぎない。基本的には家族保障、個人保障によって生活が支えられていることがわかる。

但し、年間に1日も働いていないのに賃金をもらっているケースがあることから言って、 ここでの賃金は必ずしも労働の対価であるばかりでなく、企業保障(さらに企業を政府が 支えているとすれば政府保障)の色彩を帯びているケースが少なくないようである。

世帯主が失業している世帯は、失業者を抱えた世帯のなかでももっとも重大なリスクに さらされているといえるが、そうした世帯主の所得構造は一般の失業者とは大きく異なる。 (表5、図3)自営業や第二職業など、単位以外からの所得が第一の収入源で、生活を支えるために世帯主が奮闘している姿が窺える。次いで賃金など単位からの所得が多い。移転所得も一般の失業者より多い。

5. 退職者の生活保障構造

サンプルのうち退職者は2967人、退職者のいる世帯は2080世帯である。

これら世帯の構成員の状況は表6の通りで、退職者の数が就業者を上回っており、もし 退職者を扶養しなければならないとするとかなり苦しい家計状況になる。また世帯での退 職者の地位について集計したのが表7で、退職者の大半が世帯主とその配偶者となってお り、退職者中心の世帯であることがわかる。

退職者の年齢分布は図3のように 60 歳を中心とする正規分布に近い分布を示している。 中国には早期退職の制度があるので 40 歳代から退職者がいる。なお1%ほどは20歳以下で、 これは記入間違いと思われる。

では退職者の生活費がどのように支えられているのか見てみよう。

表9に見るように、退職者のいる世帯の所得は、一般の世帯よりもやや多く、しかも退職者の所得は他の世帯構成員よりも多いのである。退職者の所得の大半は移転所得、それも年金である。(図4)

つまり失業者の場合とは対照的に、退職者の生活費は家族保障よりも社会保障・企業保

障によって賄われる比重が高い。賃金や自営業など自助努力による所得の比率は低いが、 絶対額では失業者よりやや多い。

但し、退職者といっても 20 歳代から 80 歳代までおり、年齢階層によって生活費を得る方法は異なるはずである。(なお離退職者のサンプルのなかで離退職金を受け取っている最年少は 26 歳であり、これ以下の年齢の者については誤って離退職者に をつけたことが疑われるが、これ以上の年齢においては離退職者がいることは確かである。)

表 10 と図 5 に年齢階層ごとの離退職者の所得構造を示した。40 歳以下においては離退職者といっても所得の過半は賃金によって得ている。41~45 歳となると、年金と賃金とが相半ばする状態となり、50 歳代になると所得の大半は移転所得となる。41 歳以上の離退職者における年金受給率は8-9割と高い。なお、受給していても年金の額を記載していないサンプルもあると見られ、実際の受給率は100%近いようである。

日本に比べて中国の都市住民はかなり早い時期から年金生活に入っており、60歳代以上では年金以外の所得を得ることも稀になっている。相対的に中国の年金は手厚い。

6. 障害者の生活保障構造

サンプルのうち障害のために就業していない人は 103 人、そうした障害者を抱える世帯は 100 世帯ある。

障害者を抱える世帯の構成員の状況は表 11 の通りで、障害者の数を上回る就業者がおり、 これらによって障害者が扶養されていると予測される。

障害者を抱える世帯の所得構造は失業者の場合と似ており(表 12) まず世帯の1人あたり所得が一般世帯より 25%少ない。障害者自身の所得はきわめて少なく、わずかな移転所得と賃金が主だったものである。

障害者の場合、移転所得が失業者より若干手厚いとはいえ、その生活費の大半は家族からの援助によるものである(図6)。

7.まとめと課題

失業者、退職者、障害者の生活がどのように支えられているかを観察することによって、中国都市部での生活保障の特徴を探ってきた。失業者と障害者については、政府、企業、社会からの援助は少なく、基本的には家族保障が中心になっている。そのため失業者や障害者を抱えた世帯は、低い1人あたり所得水準に甘んじている。それに対して、退職者に対しては企業保障、社会保障がきわめて手厚く、そのため退職者のいる世帯はかえって豊かである。年金が厚いため、高齢者が就業して年金の不足を補うという行動も余り見られない。労働力が豊富という事情も反映していよう。高齢者一般における年金受給率は55~59歳で52%、60~79歳で77%、80歳以上で20%となっている。被扶養者もカバーした社

会保険の仕組みになっていなかったことを考えると、年金カバー率は高いといえよう。

ただ、調査時点の 1995 年というのはターニング・ポイントであったことは注意しておきたい。この後、都市部で公有企業からの失業者が急増し、従来企業が支えていた年金の仕組みも社会保険制度に切り替えられた。若年層だけでなく、30~40歳代の失業者も増える中、失業者への生活費手当が手厚く支払われたはずである。失業者に対する生活保障が家族保障中心だった時代から、企業・政府・社会が保障する時代に変わっていった可能性がある。一方、退職者に対しては従来ほど手厚くなくなっている可能性がある。2000 年の調査データを入手して同じような分析ができるかどうかは検討課題である。

また、この分析では個人保障としての預貯金取り崩しには触れていない。調査データに は個人ごとの預貯金は含まれておらず、世帯の資産状況に関するデータはある。

試みに失業者世帯、退職者世帯、障害者世帯の1人あたり資産を比較してみた。